

戦争・死刑と国家。そして国家と人民（78）

2017年 8月 1「日

小田中聰樹

（東北大学名誉教授・みやぎ憲法九条の会世話人）

（2016年5月に生じた諸問題の第二回目です。）

I 戦争法、戦争、反対運動（I）（続き）

（12）①4月30日、北京で岸田外相（日本）と王毅外相（中国）とが会談した（河北新報5月1日）。

この会談は、安倍政権が中国の軍事的台頭を恐れ抑えるために岸田外相を訪中させたのである。日本（安倍政権）の対中政策は、「（中国は）力を背景とした現状変更の試みなど高圧的な対応をしている」（2015年防衛白書）という態度を基調として、4月11日の先進7ヶ国の（G7）外相会合で、大規模な埋め立てや軍事目的利用への懸念を表明し、南西諸島方面の防衛力と警備態勢を強化しようとするものであり、オバマ大統領から尖閣は対日防衛義務の対象だとの言質をとられた。

他方、中国の対日政策は、①「（戦争法＝安全保障法に関し）、平和憲法の制限を突破した。警戒を強める必要がある」（3月31日記者会見で中国報道官）という認識の上に、②（南シナ海の島々は）中国固有の領土で、防衛施設を建設する合法的権利がある（中国国防省コメント、2月17日）、③尖閣諸島は「中国領」と主張し、④海警局の船が定期的に日本領海に侵入し、⑤東シナ海上空に防空識別圏を設定するというものである。

②このような対立の中で、4月10、11日に開かれた先進7ヶ国（G7）外相会合は、日本が主導して「（中国を念頭に）一方的行動に強

い反対を表明する」とする外相声明を発表した。

しかし王外相は、会談で、①中国への対抗意識の放棄、歴史の反省などの対日要求を突き付け、「中日関係が谷底に落ちた原因が何か、日本も自分で分かっているだろう」と述べたのである（以上河北新報による）。さらに王毅外相は、①歴史を真剣に直視、反省し、「一つの中国」政策を堅持する、②『中国脅威論』や『中国経済衰退論』を振りまいてはいけない「相互利益を基礎として各分野での協力を進める。対抗意識を捨て、地域の平和と安定に向けともに努力する」と述べた（5月2日赤旗）。

③このような日中間の対立は好ましいものではないことは明らかであり、日中の平和的關係こそアジア、ひいては世界の平和的關係の基礎である。

では、いかにしてその平和的關係を築くか。

私は、3点が重要と考える。第一に、日本は戦争法を廃棄し、対米従属から脱却し、平和憲法を土台とする国のあり方へ変える必要があること、第二に、第一の土台の上に領土問題も含め中国と平和的外交関係を築くこと、第三に、中国に対する経済的侵略・進出を抑制することである。

(13) ①ここで災害と緊急事態条項との関係について触れることにする(5月6日河北新報)。

自民党の憲法改正草案の中の緊急事態条項は、次のように規定している。「内閣総理大臣は、(中略)武力攻撃、内乱等による社会秩序の混乱、地震等による大規模な自然災害その他法律で定める緊急事態において(中略)緊急事態の宣言を発することができる」(98条)、と。つまり権限を首相に一極集中して緊急事態に対応しようというわけである。

②しかし、この一極集中の方式には疑問が出ている。河北新報の報ずるところによれば、2011年3月14日、福島第3号機原子炉建屋は水素爆発した。当時の民主党政府が、翌15日、川内村を含め原発から20~30キロ圏に出した指示は、屋内退避であった。原発がどんな状況か、国からの情報は乏しくテレビ頼み。屋内退避で本当によいのか分からない。その中で遠藤村長は16日早朝、村民約3000人の避難を独自に判断して出した。町民と共に川内村から避難した当時の遠藤村長が探し当てた避難先は、郡山市の展示ビックパレットふくしまであった。結果的に国の指示を無視した遠藤村長は「住民の生命と財産を守る最前線の首長が現場で判断するのが間違いない」と思っているという。

私もその通りだと考える。テロや内乱と災害に違いがあるだろうか。私は違いはないと考える。現場の判断こそ事態に応じた的確なものであり、この判断を尊重すべきである。

(14) 5月6日、高知県内の市民32人が高知地裁に国に賠償を求めて提訴した(5月7日赤旗)。

原告には、原爆や空襲の被害者、その遺

族、憲法研究者、教育関係者、女性や子育て中の親、学生などが加わっている。梶原守光弁護士は、「民主主義を守るため、個々の違いを乗り越えて共同し勝ち取らないといけない」と述べた。

高知憲法アクションの呼びかけ人の原告団長岡崎稔氏は、「立法府、行政府が誤った政治の延長で軍事を実行しようという危機的状況にあり、速やかな司法判断を求めたい」と語った。

この種の動きには、4月号の際も書いたが、その使命観には敬意を表する。が、①現在の裁判所の状態の分析、②違憲とすべき事実の緻密な選択・分析、③違憲の法理を如何に構築するか、克服すべき問題が多々あるように思う(なお関連する動きがあることについては、5月12日赤旗参照)。

(15) 在日米軍横田基地(福生市など東京多摩地域の5市1町)で在日米海兵隊がパラシュート降下訓練(9~13日の予定)していたことが判明した。また首都圏周辺では5月に入り北富士(山梨)と東富士(静岡県)の両演習場で11日までにMVオスプレイが訓練を予定し、横田、厚木両基地にも飛来するなど、海兵隊の訓練や航空機の飛来が激しくなっている(5月12日赤旗)。

(16) ①5月10日、「安保法制の撤回を求める信州大学人の会」は、松本市で第11回シンポジウム「安保法制と司法」を開いた(5月12日赤旗)。

4月26日に全国で初めてこの種の提訴が行われ、長野では7月に提訴への準備がなされているという。

信州大学又坂常人特任教授は、“違憲判決が出れば、大きな社会的、政治的な影響を持つ

し裁判参加者は主権者としての市民意識を醸成する”と語り、開会あいさつで久保亨信州大学教授は、“3日は安保法成立後初の憲法記念日だったが、世論調査では憲法を守れ、の声が増えている”と発言し、パネリストの憲法研究者や弁護士は、“憲法軽視は許されず、見過ごせない。イラク派遣違憲判決（名古屋高裁）のような違憲判決を勝ち取りたい。…訴訟の勝負どころは、具体的事実で裁判官の心を動かせるかだ”と発言した。

②私は、これ迄にも述べてきたように、戦

（沖縄女性遺棄事件につき）

（安倍首相）（首脳会談では）日本の首相として、断固抗議した。身勝手に卑劣極まりない犯行に非常に強い憤りを覚える。実効的な再発防止策の徹底など、厳正な対応を求めた。日米で協力して沖縄の基地負担軽減などを尽くしていくことで一致した。日米協定については、改善を具体化し、あるべき姿を不断に追求していく。

（オバマ大統領）心の底からのお悔みの気持と深い遺憾の意を表明した。日本の司法制度の下できちんとした捜査が行われることを確保するため、全面的に捜査に協力する。

事件にショックを受けている。地位協定は、日本の司法制度の下での訴追を阻止するためのものではない。

（日米同盟）

（首相）日米が深い絆の下に、これからも希望として力を合わせ、地域そして世界の平和と繁栄に貢献していく。

（オバマ大統領）日米同盟こそが、地域の平和と安全保障を強化する。

②以上が両首脳の会談の概要であるが、この会談について、沖縄県知事がどのように述べているかについて記しておこう（5月27日赤旗）。

「本日（25日）の日米首脳会談の共同記者会見で、両首脳は、今回の事件に関し、実効性のある再発防止に取り組んでゆくとの認識を示した。

しかし、安倍首相がオバマ大統領と直接会談する機会をつくっていただきたいとの私の希望や日米地位協定の見直しに言及しなかつ

争法の違憲性を問う訴訟にとって大切なことは、①違憲の法理を具体的事実即して構成し、立証することであり、②その中から勝訴の展望が開かれると考える。

（17）①5月10日、日米両政府は5月27日、オバマ米大統領が広島を訪問すると発表した。そして25日夜、安倍首相とオバマ大統領とはG7首脳会合に先立って会談した。

同日の日米首脳の共同会見の要旨は次の通りである（5月27日赤旗）。

たことは大変残念だ。

地位協定について、政府は運用改善で対応しているが、それでは限界があることは明らかだ。そのことは県民が等しく認識している。

県はこれまで数十年にわたり、米軍人・軍属等による事件・事故が発生するたびに、綱紀粛正、再発防止および教育の徹底等を米軍等に何度も繰り返し強く申し入れてきたが、現状は全く変わらないと言っても過言ではない。

このような凶悪事件は、国土面積の0・6%にすぎない沖縄県に、在日米軍専用施設面積の約74%に及ぶ広大な基地があるゆえに発生するものだ。

このような現状を日米両政府は十分認識し、日米地位協定を見直し、米軍基地の整理縮小など、過重な基地負担の軽減に真摯に取り組むことが、抜本的解決につながる。

県民は、これまでも過重な基地負担を強いられ、我慢し続けた。このまま日米地位協定の改定がなされなければ、県民は、米軍基地に対する不安を解消できず、これ以上耐えることができない」と語った。

③オバマ大統領の広島訪問については、さまざま評価があり得る。

彼の広島での演説全文（赤旗5月28日及び29日）を読めば、その最後は次のようなものである。

「理想を実現することは、自分たちの国境の内においてさえ、自国の市民の間においてさえ、決して簡単ではない。しかし、(理想に)忠実であることは、努力する価値がある。追求すべき理想であり、大陸と海をまたぐ理想だ。

全ての人のかけがえのない価値、全ての命が貴重であるという主張、われわれは人類という一つの家族の仲間であるという根源的で必要な考え、われわれはこれら全てを伝えなければならない。

だからこそ、われわれは広島に来たのだ、われわれが愛する人々のことを考えられるように。子どもたちの朝一番の笑顔のことを考えられるように、台所のテーブル越しに、妻や夫と優しく触れ合うことを考えられるように。父や母が心地よく抱きしめてくれること

を考えられるように。

われわれはこうしたことを考えるとき71年前にもここで同じように貴重な時間があったことを思い起こすことができる。亡くなった人々は我々と同じだ。

普通の人々はこれを理解すると私は思う。彼らは、戦争はこりごりだと考えている。彼らは、科学は生活をより良くすることに集中するべきで、生活を台無しにすることに集中してはならないと考えるだろう。

各国の選択が、あるいは指導者たちの選択がこの素朴な知恵を反映すれば、広島は生かされる。

世界はここで永遠に変わってしまったが、今日、この都市の子どもたちは平和の中で日々を生きていくだろう。なんと貴重なことだろうか。そのことは分かる価値があり、そして全ての子どもたちに広げる価値がある。

それは私たちが選ぶことのできる未来だ。その未来では、広島と長崎は核戦争の夜明けとしてではなく、道徳的な目覚めの始まりとして知られるだろう。」

④この演説の特徴は、美辞麗句で粉飾されているが、第一に、自らの核武装を放棄することについては全く何も語らないことである。第二に、地位協定改定につき一切触れていないことである。第三に、沖縄問題についても触れていないことである。

思うに、アメリカが核を放棄したときにこそ、そして世界中に張りめぐらした日米軍事同盟をはじめとする軍事同盟を全て解消したときこそ、オバマ演説の最後の部分が初めて現実的意味を持つことになるであろう。

(18) ①なお、日本原水爆被害者団体協議会(日本被団協)は、オバマ訪日に先立って

5月18日、ホワイトハウスと在日米大使館に、4項目にわたる要望書を提出した。その概要は次の通りである（5月19日赤旗）。

「①核兵器のない世界を実現するため、貴国が核兵器禁止・廃絶の先頭に立つことを強く要望する。

②オバマ氏が2009年4月15日に、チェコのプラハで演説し、“核兵器を使用したことがあるただ一つの核保有国として、米国は行動する道義的責任を持っている。……米国が核兵器のない世界で安全な世界を追求すると約束します”と述べたことを引用し、……同氏

（オバマ氏）がプラハ演説で核兵器のない世界へ「一緒に立ち上がる」と提起しながら、国連決議に従って設置された核軍備撤廃に向けて法的枠組みをつくる作業部会に核保有国が参加していない……米国が率先して参加して欲しい……任期中に包括的核実験禁止条約

（CTBT）批准を実現することを求め、最後に、筆舌に尽くしえない生き地獄を体験した被爆者の話を聞き、被爆の実相、被爆資料などに直接接触れることを強く要望します。」

以上である。

②①なお、オバマ大統領が27日広島市平和公園を訪れスピーチした際に、被団協の坪井直、岩佐幹三代表委員と田中熙巳事務局長は同席し、その後記者会見し三人三様の感想を述べた（5月28日赤旗）。

坪井直さんは、「これからが大事です。任期中に何回も被爆地に来ていろんな被爆者に会って、廃絶に頑張ってください」とオバマ氏に声をかけ、田中熙巳さんは、“一方通行で残念だった。資料館もたった15分だった。スピーチ後に短時間でも話したかった。核兵器

禁止条約のために力をつくすと言ってほしかった”と述べ、岩佐幹三さんは、日本政府の姿勢について“二度と被爆者をつくりません”という政治に変えないといけない、8月6日と9日を「平和祈念デー」にしてほしい、と述べた。また、田中熙巳さんは、“本場に生きているうちに核兵器廃絶を実現したい。被爆者の国際署名を大々的にすすめたい”と述べたのである。

③3人の方に共通する思いは、核保有大国のアメリカが率先して核なき平和な国際社会を作る義務がある、ということである。

（19）① 5月23日、既に自衛隊が参加している南スーダンの国連平和維持活動

（PKO）に11月から陸上自衛隊第5普通科連隊（青森市）を中心とする部隊を11次隊として派遣する方向で検討していることが判明した（5月24日河北新報）。

2016年3月に施行された“戦争法”（安保関連法）は、武器使用基準を緩め、いわゆる「駆け付け警護」や宿営地の共同防衛を可能とし、安倍政府は、この事態を踏まえ、5月22日からモンゴルで行われている多国間のPKO訓練「カーン・クエスト」に第5普通科連隊隊員ら約40名を派遣した。その任務は、他国軍が行う暴徒対処訓練などを視察し、能力向上を図ることである。

南スーダンPKOは、現在（2016年5月末時点で）自衛隊が参加している唯一のPKOであり、政府は2011年11月から司令部要員を、2012年1月から陸自の施設部隊約350名をジュバに派遣しており、5月下旬からは陸自第7師団（千歳市）を主力とする10次隊が活動するという。

②その狙いは何か。考えられるのは、第一

に「駆け付け警護」（しかも武器を携行した）の実戦訓練である。第二に、PKO 活動の拡大のための実戦訓練である。第三に、“戦争法”の PR 効果である。

（20）①アメリカは、2012年6月、オスプレイ（米海兵隊の垂直離着陸機 MV22）の沖縄配備を日本政府に正式に通告してきた。

ところがオスプレイの事故が相次いで起きた。例えば2012年4月11日モロッコで墜落、同年6月13日米フロリダで墜落。そして同年6月29日アメリカはオスプレイ配備を日本に正式に通報し、同年7月23日岩国基地へ12機を陸揚げし、同年7月26日合同委員会で日米協議を開始。同年9月19日安倍政府は安全宣言を行い、同年10月1日普天間基地に配備が開始された。

② 問題は、この危険なオスプレイ配備に対し安倍政府のとった措置が適切なものであったかである。

2012年7月26日付「オスプレイに関する日米合同委員会（概要）」によれば、①日本側の主張は、安全性に懸念と反対が広がっていること。この国内状況をアメリカ側も認識し、日米で共に本件に取り組むことが重要であること。事故報告書の内容がオスプレイの安全性を十分確認させるものであること。効果的再発防止策が報告書に含まれること。地元住民の懸念（特に低空飛行訓練）について配慮すること。

③ これに対し米側の主張は、対応の必要は理解していること、他方 MV22 は日本外では運用しており、安全な航空機であるとの適切なメッセージを出していくことが重要だと認識していること、

④ 日本側は、オスプレイのオートローテ

ーション機能についての疑念が表明されているため、オスプレイにオートローテーション又は滑空のいずれの場合においても、安全に普天間飛行場内に着陸できるような場周経路を設定する必要があること、を述べた。

これに対し、米側は、場周経路については専門家に確認する必要があるが、いずれにせよ合同委員会でも議論を継続したい、と述べた。

⑤ 日本側は、オスプレイの円滑な配備、運用という観点から、その他の運用制限に係る事項についても、ハードルは高いが例外的な検討をお願いする可能性がある、と述べた。

これに対し、米側は、運用能力の制限、作成運用計画への制限を与えかねず、日米地位協定に関わることとなるため困難である、と述べた（5月14日赤旗）。

⑥ この問題のポイントは次の点にあると思う。

第一に、オスプレイの危険性を日米双方共に認識していることである。

第二に、日本政府がその危険性を隠蔽する方法をアメリカに助言していることである（②④参照）。

第三に、アメリカには、オスプレイの危険性を承知の上で作戦上必要だとしてオスプレイ使用を継続する作戦計画を変える意思がないことである。

第四に、地位協定がある限り、危険なオスプレイは飛行するであろうことである。

（以下、次号）